

小型特殊自動車の登録について



小型特殊自動車はナンバー登録が必要です

小型特殊自動車に該当する乗用装置のある農耕作業車（トラクター、コンバイン、田植機など）、工場や工事現場などで使用する特殊作業車（フォークリフト、ショベルローダなど）は軽自動車税の申告（ナンバー登録）が必要です。

軽自動車税は、公道走行の有無に関係なく所有していることで課税されます。まだナンバー登録をしていない場合は、すみやかに登録を行ってください。

＜小型特殊自動車の要件・年税額等＞

	農耕作業用	農耕作業用以外	
速度	乗用装置があり 最高速度 35km/h 未満	最高速度 15km/h 以下	
大きさ	長さ・幅・高さの 規定はありません	長さ	4.7m以下
		幅	1.7m以下
		高さ	2.8m以下
年税額	1,600 円 (平成 28 年度以降は 2,400 円)	4,700 円 (平成 28 年度以降は 5,900 円)	
例	トラクター、コンバイン、田植機、 農薬散布車など	フォークリフト、ショベルローダ、 タイヤローラ、ロードローラなど	

※上記の速度、長さ、幅、高さのいずれかひとつでも超えるものは大型特殊自動車となり、固定資産税（償却資産）の申告が必要となります。

※納付いただいた軽自動車税は、所得税や個人住民税申告における事業所得の必要経費（租税公課）に計上できます。（法人の場合は法人税）

登録手続きは、下記のものを持参し、役場税務課または富来支所窓口で行ってください。

- 販売証明書または譲渡証明書
- 車名、型式、車台番号、最高速度が分かるもの
※農耕作業用以外の車両の場合、車両の大きさ（長さ、幅、高さ）が分かるものも必要です。
- 所有者および使用者の印鑑
- 申請人の身分証明書



【お問い合わせ先】

志賀町役場 税務課 軽自動車税担当

TEL：0767-32-9142（直通）